

由布市物価高騰緊急支援給付金追加給付（7万円/1世帯）のご案内

- 由布市物価高騰緊急支援給付金追加給付（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

由布市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間程度が目安です。

支給対象と申請の有無

令和5年12月1日時点で由布市に住民登録があり、下記のどちらかに該当する世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書を送付済です(要返送)
返送締切：令和6年2月29日(木)
※ 前回の給付金(3万円)と異なり、**課税者に扶養されている方のみ**の世帯は対象になりません。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和6年2月29日(木)

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

世帯に未申告の方がいる世帯や、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

申請が必要です 申請期限：令和6年2月29日(木) 詳しくは裏面「Ⅱ」へ

【申請書設置場所】

- ・由布市公式ホームページ
- ・由布市役所新館1階 福祉課
- ・挟間、湯布院各振興局地域振興課

給付金の支給手続き

I 世帯全員が住民税非課税の場合

- 対象となる世帯には、由布市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒に入れて返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②確認欄のチェック、世帯主氏名等の必要記入事項にもれがないか

II 世帯の中に、未申告の方や令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- ※ 未申告の方は住民税の申告が必要になります。申告を行い、非課税であることが確定後に申請を行ってください。
- ※ 令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯は対象外となります。



III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、申請書に記載されています。申請書は表面にあります【申請書設置場所】にて配布しています。）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



由布市物価高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに由布市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、由布市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

由布市臨時特別給付金コールセンター

 **0120-002-430**

受付時間 平日 9:00~18:00
土日祝日 9:00~17:00

由布市役所福祉課

住民税非課税世帯等給付金専用ダイヤル

090-9625-3451

受付時間 平日 8:30~17:00